

食品健康影響評価の結果への対応方針（案）について



2016年2月17日に厚生労働省で開催された第17回厚生科学審議会生活環境水道部会が開催され、「食品健康影響評価の結果への対応方針(案)」について、話し合われました。

その概要は、以下の通りです。

ダゾメット及びメタム(現行、対象農薬リスト掲載農薬類)は、メチルイソチオシアネート(MITC)(現行、要検討農薬類)に分解され効果を示すと考えられています。食品安全委員会の健康影響評価結果によると、ダゾメット及びメタムは、水の存在下では容易にMITCに分解され、植物体内では概ねMITCとして存在すると考えられることから、3物質の総合的な評価には、活性成分であるMITCに基づく評価を適用するのが適当であると判断され、ダゾメット、メタム及びMITCのグループ一日摂取許容量が示されました。

このため、水道水中においてもダゾメット、メタム及びMITCをグループとして評価することとし、以下のとおり、項目及び評価値を設定することが適当と考えられました。

略号	項目	食品安全委員会 評価結果通知	評価内容: ADI (mg/kg 体重/日)	新評価 値(案) (mg/L)	現行評 価値 (mg/L)
対-060	ダゾメット	2015年3月24日	0.004		0.006※
対-0112	メタム	2015年3月24日	0.005		0.01※
要-015	メチルイソ チオシアネート	2015年3月24日	0.004		—

※ ダゾメット及びメタム(カーバム)の濃度は、メチルイソチオシアネート(MITC)として測定し、原体に換算して算出すること。



対-新規 設定	ダゾメット、メタム 及びメチルイソチオシアネート	2015年3月24日	0.004	0.01※	—
------------	-----------------------------	------------	-------	-------	---

※ メチルイソチオシアネート(MITC)として測定する。

また、新評価値(案)の設定については、パブリックコメント手続きを経て新目標値を設定し、平成29年4月1日から適用するとしています。

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道GLP認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、ご相談ください。

資料 平成28年2月17日付 第17回厚生科学審議会生活環境水道部会資料

1-2 最新の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改訂方針(案)

分析技術箇所 長谷川知草

